

氏 名	よし え たかし 吉 江 崇
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 328 号
学位授与の日付	平 成 17 年 7 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	律令天皇制儀礼の研究

論文調査委員 (主 査) 教 授 鎌 田 元 一 教 授 勝 山 清 次 助 教 授 吉 川 真 司

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、律令天皇制の特質およびその変容過程を宮廷儀礼の構造という観点から明らかにしようとしたものである。以下、各章の要点を順を追って示す。

序章「律令天皇制研究の儀礼史的方法」では、儀礼研究を歴史学に応用するための理論的前提とその手法について述べ、こうした視角から現在に至るまでの研究史を整理する。そして、そこから導かれる自らの課題を明確にすることを目的とする。日本の古代国家の存立、あるいは統治の十全な遂行に際しては、華やかに彩られた宮廷社会の存在が不可欠であり、政治・文化・宗教といったあらゆる局面において、究極的には天皇の儀礼的権威を必要とせざるを得なかったと推測される。こうした観点から天皇の儀礼的権威を扱うのであれば、王位継承儀礼などの臨時的な儀礼のみならず、天皇に関わる幅広い儀礼的側面を考察する必要があるだろう。また、歴史学の一手法として儀礼を客観的に捉えるに際しては、儀礼における人々の役割を正確に意味付けることが重要であるが、〈主的行為者〉や〈可視的観衆〉・〈不可視的観衆〉が固定化される傾向の強い律令天皇制儀礼においては、〈補佐的行為者〉であるところの〈主催者〉・〈参加者〉・〈官人〉の三者の關係に個々の儀礼の特質が帰結することとなる。律令天皇制に関する研究史を見るならば、戦後に次々と発表された実証的・本格的な研究の中で、天皇制を二面的様相から捉えることが有効な視座となった。ここで注意すべきは、天皇の権威という側面が権力とは別のものとして考察の対象外に置かれ、それが客観性の基礎となったことである。しかし、近年の研究の進展は、天皇権威の本質に関わる議論を必要とする状況を生み出し、そうしたことに鑑みれば、天皇の儀礼的権威という視角は不可欠で、儀礼研究は天皇制研究の実証的な側面を担うものとして、看過し得ない素材になったものと認識せねばならない。

第一章「律令天皇制儀礼の基礎的構造」では、律令天皇制にとって重要な高御座なる座を中心に、天皇制に関わる儀礼構造を復原することを課題とする。高御座の形状的特質は常設の壇を有することに求めるのが妥当であり、大極殿・豊楽殿・武徳殿といった、天皇が律令官人および律令公民層と向き合う内裏外の殿舎に高御座は設置された。そして、壇が常設されるという事実からは天皇の座の実質的な常設性を読み取ることができよう。高御座が儀礼に座す実際の座であることを想起するならば、その特殊性を論じるには他の儀礼における座の様相と比較する必要がある。こうした観点からは、紫宸殿儀礼における天皇の座の検討が不可欠となる。紫宸殿の座は、廂や母屋に単独で置かれた大床子に座す「大床子型」と、御帳に常置されていた椅子に座す「帳中椅子型」の二つに大別し得るが、後者の方が一般的な様相と見ることができ、それは椅子を大床子に置き換えた「帳中床子型」なる寝所のごとき形態で、七世紀前半まで遡るものと推測する。このように、紫宸殿の座が日常生活と密接な様相を持つものであるのに対し、高御座は壇そのものが座であるという非日常的な様相を有しており、このことは高御座が律令制以前の登壇即位における壇を踏襲したという事柄に起因するのであろう。そして内裏内では「帳中床子型」が七世紀段階から平安初期まで持続した事実を考えると、高御座の成立にはある種の特殊な事情を想定するのがよく、律令制導入に伴う新たな儀礼形態が形成されたことと不可分であったと考える。こうした側面を体現する儀礼空間は大極殿に代表されるが、大極殿は天武末年の浄御原宮において成立したと見ることができ、そのことに伴い高御座も

成立したと考えられる。律令天皇制儀礼の基礎的な構造は、高御座の成立から窺える律令天皇制の専制君主的性格と、内裏内に残った固有的性格とが、相互補完的に機能したことに特徴があると考ええる。

第二章「祭祀空間としての神祇官」では、律令天皇制を支える上で重要であった神祇祭祀について、神祇官なる律令官司の祭祀への関わり方を中心に考察する。先行研究を顧みるならば、祈年・月次・新嘗祭といった神祇官における班幣儀礼を律令制神祇祭祀として特化し、天皇が出御しないことなどから、天皇が関与しない祭祀と捉えることが多かった。しかし、神祇官の祭祀は、内裏で行なう祭祀を諸司に付して代行させるということに特徴があり、天皇の不在をあまり強調してはならない。また、神祇官は宮内省と密接な関係にあったが、祭祀空間という観点から見れば、内裏→宮内省→神祇官の順に天皇親祭の意味合いが薄くなり、逆に諸司に付すという色彩が濃くなる。神祇官は宮内省の仲介をうけて内裏内の儀礼に関与しており、これは神祇官が内廷的職掌を本来的に有することに起因するもので、神祇官はこうした職掌と、宮内省の管轄を受けず神祇官を祭祀空間とする職掌の、二つの様相を担っていたと見ることができる。神祇官の先行官司としては『古語拾遺』が触れる「神官」を措定するのがよく、通説のように「神官」を「祠官」と校訂し、中国南北朝の「祠部」の影響を受けたとすることは、史料批判の面からも説得的ではない。神官から神祇官への変化は、内廷的な職掌に独自の祭祀空間を有する律令制的様相を付加させたものと見るのが可能で、それは淨御原令施行に伴う変化であったと見るのがよく、ここにおいて班幣儀礼を中心とした律令制神祇祭祀が確立したものと考える。

第三章「荷前別貢幣の成立」では、平安初期に成立する荷前別貢幣なる儀礼を検討する。荷前別貢幣は、毎年12月に当代の天皇と関係の深い陵墓へ奉幣を行なう祭祀であり、天皇が建礼門前の幄に出御して発遣儀が行なわれること、公卿と侍従・次侍従が使となることなどに儀礼の特徴がある。荷前使発遣儀を検討するならば、天皇が運び込まれた幣物に対して拝礼を行なうという天皇親祭の意味合いが強い祭祀に、公卿が侍従・次侍従と対になって幣案を昇くというように、公卿が侍従的要素を持って奉仕したことが窺える。そして、山陵へ派遣された公卿は自らの情報収集と判断で行動し、また次官以下に饗饌・禄を支給することなどから、主催者側の立場として山陵での儀式を行なったようである。こうした特徴を踏まえて荷前別貢幣の成立時期を考えるならば、公卿が侍従から明確に分離され、しかも公卿全体に侍従的要素が付加される弘仁初年に求めるのが最も適当であると考ええる。弘仁年間においては、神食食など他の神祇祭祀でも変化を窺うことができ、祭祀の一体性を表現することに特徴のあった律令祭祀から、天皇の個人的側面が強く現れる祭祀が成立する時期と見るのがよい。荷前別貢幣の成立は律令天皇制の展開というより大きな視角から考察する必要がある。ここに垣間見える平安初期の律令天皇制の展開とは、次侍従制の成立とそれに伴う公卿制の確立を背景とした変化であり、ここにおいて天皇は、他のどの権門よりも先に家的儀礼を運営し得る強大な家的組織を整備し、こうした展開の一つの表れとして、天皇の家的儀礼ともいい得る荷前別貢幣は成立するものと考ええる。

第四章「平安時代の儀礼運営と装束使」では、平安中期における宮廷儀礼の変容を、儀場の装束を管掌する装束使なる組織を通じて考察することを課題とする。装束使は、弁・史・近衛次将などからなる恒常的な組織であり、なかでも奉勅宣旨で多くは左中弁が任じられた弁と、大夫史が補任される史が中心となり、次第に統轄下に置いていった律令官司を率いて儀場の装束を行なったことに大きな特徴がある。装束使が関与した儀礼は、清涼殿儀における行事蔵人、臨時的意味合いの強い儀礼や仏教儀礼における行事弁、諸司で開催される儀礼における主催官司など、儀礼運営の担当が明確な儀礼以外の一般的なものであり、特に天皇の出御空間に関して装飾を施したようである。そして、装束使が担当した儀礼には即位・大嘗会・節会などが含まれ、種々の宮廷儀礼のうちでもある意味で正統的ともいえる儀礼の装束が装束使の管轄下にあったといえる。装束使は「装束記文」あるいは「装束使(司)記文」と称されるものに基づき装束したが、装束記文は装束使の規範として一斉にまとめられた可能性が高く、その成立時期は10世紀中葉に置くことができる。装束記文が成立した時点で装束使も成立していたであろうが、儀礼なるものの性格が反復性を重視するものであったことを勘案すると、装束記文の成立と装束使の成立とは密接な関係にあったと捉えるのが自然であり、初見記事からも装束使は10世紀中葉に成立すると考えられる。装束使が成立する背景には、宮廷儀礼の内裏内への傾斜を通じて、それまで太政官の側から律令官人全体と天皇との結合に重要な役割を果たした弁官が、天皇の近侍官的な地位を獲得し、天皇の家的儀礼を主体的に運営するに至った状況を想定できる。弁官は、装束使と制度的・組織運営的に対応関係にある正蔵率分制と装束使制とを基軸にして、国家の儀礼と財政の中核を掌握したのであり、ここから10世紀中葉における太政官機構の再編と官行の展開を読み取ることが可能と考える。

第五章「准御齋会〈成立〉の歴史的位罫」では、御齋会に准えることで個人の御願供養会を華やかに開催した准御齋会と呼ばれる仏教儀礼に関し、その〈成立〉の問題に焦点をあて、国家儀礼の変容や律令天皇制の再編と結び付けて論じる。准御齋会の儀礼的特質は、御齋会に特徴的な諸司を参加させることにあるが、参加した諸司は御齋会で本来担ったような律令制的職掌を充分には果たさず、御齋会の儀礼形態を模倣する意味合いが強い。彼らは官行事の指示に従い行動したが、官行事の実態は供養会願主と近い関係にあり、また願主が制作した供養式に従って行動しており、准御齋会は家政機関が中心となって運営した家的儀礼の延長線上にあると見るのがよい。准御齋会の特徴は、家的儀礼に〈律令制官司〉を宣旨によって参加させることにあるが、それは願主に対してなされた天皇の恩恵と評価できる。当然、准御齋会における天皇の位置付けも御齋会のそれとは大きく相違し、御齋会において窺えるような律令天皇制の宗教的責務を、准御齋会の天皇からは見ることができない。また、准御齋会が天皇の恩恵に基づくものである以上、天皇の側から准御齋会が〈成立〉することは自然と思われ、個人的な御願供養会が准御齋会とされた儀礼としては10世紀中葉の村上御願雲林院塔供養会にまで遡ることができ、これこそが准御齋会の初例と考える。准御齋会は「後々の御有様」に思いを寄せた村上の個人的信仰心に基づき〈成立〉したのだろう。しかし、准御齋会〈成立〉を村上個人の問題のみで考えることはできず、その背景には10世紀中葉の国家機構の変化があり、御齋会行幸がなくなり御齋会が変質することが指摘し得る。行幸の消滅は天皇や権門の御願を軸に僧綱制や仏教儀礼が再編されたこと、官僚機構よりも天皇との個人的な繋がりが重視される中で年中行事行幸が10世紀中葉のほぼ同時期に一部を除き消滅することと関係し、ここにおいて天皇は律令的責務の一端を喪失し、その中で律令天皇制や国家儀礼が再編されたのである。

終章「律令天皇制儀礼の構造と展開」においては、上記の考察を総括することを課題とし、また本論文で十分に論じ得なかった点をも踏まえて、律令天皇制儀礼の特質とその変容過程についての現時点での展望を述べる。それを通じて、国家儀礼の変容と天皇の家的儀礼の発展、さらにはその背後にある天皇の儀礼的権威の変質が明らかになるものとしている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、日本古代の宮廷儀礼を分析することにより、律令天皇制の特質とその変容を明らかにしようとしたものである。全体は本論5章から構成され、それに研究の課題・方法を提示した序章と、論旨をまとめた終章が付されている。

日本古代においては7世紀後半に律令制が形作られ、それに即応して「天皇」という国王のシステムが生み出された。論者が「律令天皇制」と呼ぶこの王制は、古代国家の最高権力であり、かつその統合核であったことから、研究者の多大な関心を集めてきた。かつては、律令天皇制を専制君主制・貴族共和制のいずれに傾斜した王制と見るべきかが熱心に議論されたが、近年では国王としての権力・権威が発現するさまを具体的に復原し、そこから律令天皇制の性格を考えようとする研究が主流となっている。これに伴い、分析素材として注目されるようになったのが宮廷儀礼である。即位・喪葬といった非日常的で大がかりな儀礼のほか、年中行事に組み入れられた朝賀・節会・神事・仏事、さらには儀式化された日々の天皇の行動までが検討の対象とされ、律令天皇制を実態的に認識し、その特質を解明する道が拓かれつつあるのである。本論文は、このような研究動向のなかにあって、実証の厳密さ・視野の広さにおいて抜きん出た業績と言えるものである。

第一章「律令天皇制儀礼の基礎的構造」は、宮廷儀礼における天皇の座を綿密に考証し、そこから律令天皇制の性格を考え、注目すべき論考である。論者は御帳の内に大床子を据えた紫宸殿の「帳中床子型」の座は、天皇の日常生活とも密着した、前代以来の様相をとどめる御座であったのに対し、大極殿・豊楽殿・武徳殿に置かれた高御座は、常設の壇を座に用いるという非日常的な性格をもち、7世紀末に新たに生まれた律令制的御座であったことを明らかにする。そして、前者は律令天皇制の固有法的性格、後者はその専制君主性格に対応し、両者は律令制下において相互補完的に機能していた、との結論を導く。行論にあたっては、①宮廷儀礼を御座の舗設形態によって類型化する、②「帳中床子型」御座の形態を詳しく考証する、③大極殿の成立に関する文献史料と発掘調査成果を再検討する、などの手続きがとられており、こうした個別考証自体も有益である。

第二章「祭祀空間としての神祇官」では、律令天皇制と神祇祭祀の関係を考えるべく、神祇官に関する考察がなされる。祈年祭・月次祭・新嘗祭など、神祇官における班幣儀礼に天皇が出御しないことがこれまで問題とされてきたが、論者によれば、それは内裏における天皇の祭祀を神祇官が代行したものすぎない。神祇官が宮内省と密接な関係をもち、内廷的職

掌を有していたことも、そうした観点から説明される。そして、前身官司「神官」から神祇官への移行は7世紀末の浄御原令施行によるもので、内裏とは別の空間で祭祀儀礼が行なわれる律令制の様相がここに生まれた、と論者は説く。

第三章「荷前別貢幣の成立」では、年末に現天皇とつながりの深い陵墓に幣物を奉る「荷前別貢幣」という祭祀を分析する。論者は、儀礼の装束（＝舗設）と次第を精密に復原して、①荷前使発遣の儀では天皇が幣物に拝礼し、公卿と侍従・次侍従が幣物を運んでおり、ここに天皇の親祭、公卿の侍従的奉仕が表現されている、②山陵現地の儀でも、公卿は天皇の意を体した儀礼主体として行動している、といった事実を明らかにする。そして公卿に侍従的要素が付与される時期を9世紀初頭とおさえ、荷前別貢幣もこの頃に成立したと考える。このように平安初期には天皇の個人的側面が強く表われ、天皇の家的儀礼が整備されるとともに、支配者集団の中核にあった公卿が直接天皇に奉仕するようになるのであり、論者はこれを律令天皇制変質の第一段階と把握する。儀礼分析の方法を自家薬籠中のものとし、截然たる画期設定を行なっていることが注目される。

第四章「平安時代の儀礼運営と装束使」では、これまで専論のなかった装束使について考察し、宮廷儀礼の変容を論ずる。装束使とは、太政官の実務機構であった弁官から任命され、諸司を統率して、儀礼空間の装束を行なった恒常的組織である。論者によれば、装束使は即位・大嘗会・節会などの重要儀式において、特に天皇の出御空間の装飾を担当した。「装束記文」という儀式書の成立時期から推せば、装束使は10世紀中葉に成立したと考えられる。そして、宮廷儀礼が内裏に集約されていくのに伴って、弁官が天皇の近侍官の性格を帯び、儀礼運営を主導したことが装束使成立の要因であった、と結論される。無人格的だったはずの実務機構＝弁官が、天皇と緊密に結びついて活動するようになるという理解は新しく、天皇・太政官双方の変容をよく捉えたものと言えよう。

第五章「准御齋会＜成立＞の歴史的位罫」では、大極殿御齋会になぞらえることによって、個人的な供養会を特に荘厳する方式—これを「准御齋会」と呼ぶ—の成立を扱った論考である。准御齋会には律令官司が動員されたが、それらは律令制本来の役割をほとんど果たさず、装飾的な意味合いが強かった。天皇の役割を見れば、御齋会では天皇は熱心に経典論議を聴聞し、国王としての責務を果たしたが、准御齋会では単なる参加客の一人にすぎない。こうした准御齋会は10世紀中葉、天皇の家的儀礼として成立し、やがて上級貴族に対する天皇の恩恵として広がっていく。論者はこれを、天皇や権門の私的祈願を軸に仏教儀礼が再編されること、天皇が律令制下の宗教的責務を喪失していくことの一環と理解し、10世紀中葉を律令天皇制変容の第二段階、中世天皇制形成への転換点と考える。

このように本論文は、宮廷儀礼の装束・次第・参加者・行事官などを詳しく検討することにより、従来のあいまいな理解を脱して、律令天皇制の諸側面について明確な解釈を与え、その本質に迫ったものとして高く評価できる。また7世紀末・9世紀初頭・10世紀中葉という画期を示し、律令天皇制の成立・変容過程を明らかにした点も有益である。ただ、個々の論証についてはなお十分とは言えない点があり、律令天皇制を総体的にとらえるにはなお多くの分析が必要であろう。しかし、こうした点は論者の今後の課題であり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年6月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。